資料2-1

第7回線引き見直しについて

平成25年度第3回寒川町都市計画審議会

平成26年3月24日

1. 線引き見直しとは

● 線引きとは・・・

線引き見直しは、概ね10年後の将来予測のもと、 都市計画区域について整備、開発及び保全の方針 などを都市計画に定るとともに、無秩序な市街化を 防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街 化調整区域に区分するもので、都市計画の根幹を なすものです。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- •都市計画の目標
- ・区域区分の決定の有無区及び定める際の方針
- ・主要な都市計画の決定の方針
- ●区域区分
 - 市街化区域と市街化調整区域との区分
- ●都市再開発の方針
- ●住宅市街地の開発整備の方針
- ●防災街区の整備の方針

2. 寒川町の線引き見直しの経過

- 昭和45年 6月10日
- 昭和52年 3月30日
- 昭和59年11月 2日
- 平成 2年12月25日
- 平成 9年 3月28日
- 平成13年11月20日
- 平成22年 3月23日

当初線引き

第1回線引き見直し

第2回線引き見直し

第3回線引き見直し

第4回線引き見直し

第5回線引き見直し

第6回線引き見直し

3. 「第7回線引き見直しにおける基本的基 準」の目標年次等

【見直しの目標年次】 2025年(平成37年)

【目標年次における推計人口】 おおむね897万人

※目標年次における推計人口は、かながわグランドデザインにおける推計人口をもちいて おり、推計人口を修正した場合は置き換える。

4. 第7回線引きにおける重点的な取り組み

【県の方針①】将来の人口減少に対応した集約型都 市構造※1への備え

神奈川県の人口は減少に転じることが予測されていることから、第7回線引き見直しでは、将来における集約都市構造化に備えた持続可能な都市づくりを推進します。

※「集約型都市構造」とは、人口減少や高齢社会に対応するため、人や公共公益施設などの都市機能を利便性の高い、基幹的な公共交通沿いなどの地域に集約させた都市構造のこと。

【県の方針②】整・開・保の広域化

整開保に都市計画区域を越えた広域的な課題やその方向性を記載することで、広域調整機能を確保し、 県と市町との役割分担を明確にします。

【県の方針③】 かながわ都市マスタープラン(津波対策編)の策定を受けた津波防災への対応

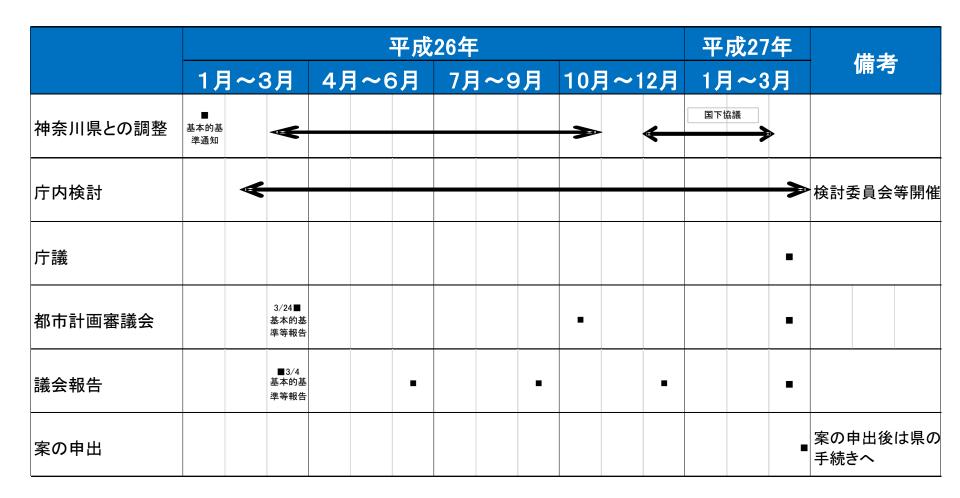
「かながわ都市マスタ-プラン(津波対策編)」や「県地域防災計画」の修正を受けて、整開保においても津波災害への備えを明示していきます。

【県の方針④】 インターチェンジ 周辺の幹線道路等に おける産業系市街地整備の推進

さがみ縦貫道路の全面開通、さがみロボット産業特区の認定、新東名高速道路の進捗などを踏まえ、インターチェンジ周辺の幹線道路沿道等において必要な産業用地の確保に向けた検討を進めます。

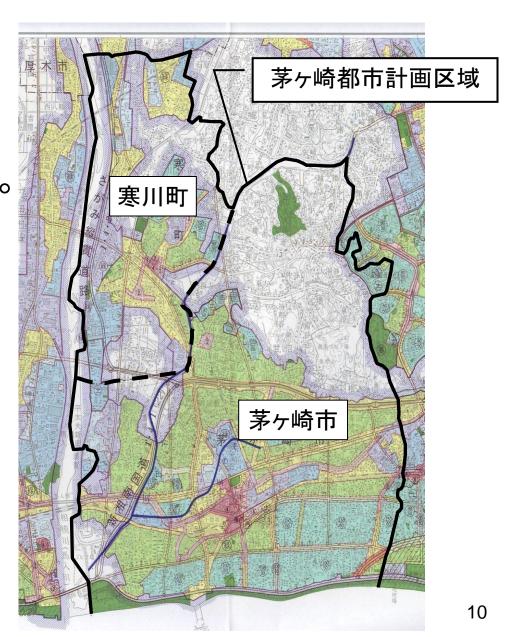
(第6回線引き見直しからの継続的な取組)

5. 今後のスケジュール



●都市計画区域

茅ヶ崎市と寒川町の 2市町で、一つの都市 計画区域となっている。



第6回線引きで位置づけられた保留区域 参考資料

